

監査公表第521号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定により、次のとおり公表します。

なお、監査委員藤井昭は、社団法人京都府歯科医師会の監査について、地方自治法第199条の2の規定により、除斥しました。

平成17年5月16日

京都市監査委員	磯 辺 寿 子
同	今 枝 徳 藏
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成16年度財政援助団体監査結果公表

監 査 の 種 類 財政援助団体監査

監 査 の 対 象 祇園祭協賛会、京都中央市場衛生自治会、京都観光ルネッサンス事業推進協議会、京都コンベンションビューロー、京都授産振興センター、社団法人京都手をつなぐ育成会、社会福祉法人京都ハチの会、社団法人京都府歯科医師会、社団法人京都府医師会、財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会、社会福祉法人曙福祉会及び社団法人京都市私立幼稚園協会並びに当該団体に対する補助金又は負担金に関する事務に係る本市所管課

監査の対象期間 平成15年4月から平成16年3月まで

監査の実施期間 平成16年12月から平成17年5月まで

監 査 の 方 法 各団体の補助金又は負担金に係る出納その他の事務及び本市所管課の当該団体に対する補助金又は負担金に関する事務について、関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

1 祇園祭協賛会

(1) 団体の概要

祇園祭協賛会は、昭和28年9月に設立され、祇園祭の保存及び行事に協賛するとともに、その卓越した文化財を紹介宣伝して国際文化観光都市京都の観光価値を^こ昂揚することを目的として、次の事業を行っている。

ア 祇園祭山鉦巡行の保存及び行事の協賛

イ 祇園祭の参観、宣伝

ウ その他目的の達成に必要な事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 国指定重要無形民俗文化財である祇園祭山鉦巡行に対する補助金

イ 金額 2,140万円

ウ 本市所管課 文化市民局文化部文化財保護課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めたが、会計に係る事務局体制が整備されておらず、団体の会計手続については会長が指名する幹事が処理を行っていた。

会計事務を適切に行うため、決裁方法、担当者の選任方法など会計処理に係る体制を検討されたい。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、適正に執行されていると認めた。

2 京都市中央市場衛生自治会

(1) 団体の概要

京都市中央市場衛生自治会は、昭和23年2月に設立され、市民の消費生活の安定と市場の発展に資するため市場内施設において、次の事業を行っている。

ア ごみ等の清掃と集積

イ 可燃性廃棄物の搬出

ウ 溝等の清掃及び防疫

エ 美化運動の推進

オ その他本会の目的を達成するため必要な事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 京都市中央卸売市場第一市場内の施設の清掃，ごみ処理，防疫等の清掃作業に対する補助金

イ 金額 4,000万円

ウ 本市所管課 産業観光局中央卸売市場第一市場管理課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については，おおむね適正に執行されていると認めたが，財政状況について，収支決算書を見ると，団体の将来の事業のため積立てをしているが，その団体運営経費と補助対象事業とが区分されていないなかった。

会計の内容を明りょうに表示するため，補助対象事業に係る収支と団体運営に係る収支を経理区分されたい。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については，おおむね適正に執行されていると認めたが，一部に次のような事項があった。

(ア) 補助金の交付申請に当たり，清掃作業収支予算書を添付しているが，補助対象事業以外の収支を含む団体全体の予算書が添付されていた。

補助対象事業に係る予算書を提出させたい，交付決定するなど適正な事務処理をされたい。

(イ) 補助金の交付について，事業の完了を確認するために事業報告書，収支決算書等が必要であるが，交付条件として交付通知書に提出を求めていなかった。

補助金の交付に当たり，交付通知書に交付条件として事業報告書，収支決算書等の提出を求めることを明記されたい。

3 京都観光ルネッサンス事業推進協議会

(1) 団体の概要

京都観光ルネッサンス事業推進協議会は，平成10年6月に設立され，観光客数の増加及び観光に対する市民意識の高揚並びに京都を挙げての観光振興体制の確立を目的として，次の事業を行っている。

- ア 京都旅行商品の開発及び宣伝，販売促進策の実施
- イ 「おこしやす京都委員会」の活動に関する事務
- ウ その他推進協議会の目的達成のために必要な事業

(2) 監査の対象とした負担金

- ア 内容 全市的な観光誘致及び京都を挙げての観光振興を目的とする事業に対する負担金
- イ 金額 2,900万円
- ウ 本市所管課 産業観光局観光部観光振興課

(3) 監査の結果

- ア 団体の当該負担金に関する事務については，おおむね適正に執行されていると認めたが，支出事務について，出納員として事務局長を充てるという規定しかないうえ，実際の事務も出納員以外の職員が1人で行っており，会計処理上の責任体制が不明確となっていた。

複数の職員による支出確認を行うなどの規定の整備を含め，会計処理上の責任体制を明確にされたい。

- イ 本市所管課の当該負担金に関する事務については，適正に執行されていると認めた。

4 京都コンベンションビューロー

(1) 団体の概要

京都コンベンションビューローは，平成2年6月に設立され，京都の特性を生かし，国際会議等の誘致，受入体制の整備及び充実等を図ることを目的として，主に次の事業を行っている。

- ア 国際会議等の誘致並びに誘致のための広報及び宣伝
- イ 調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- ウ 国際会議等の受入体制の整備及び充実
- エ 国及び地方公共団体並びに関係機関との連絡，調整等

(2) 監査の対象とした負担金

- ア 内容 京都コンベンションビューローの運営費及び事業費に対する負担金

イ 金額 2,000万円

ウ 本市所管課 産業観光局観光部観光振興課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該負担金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めた。

イ 本市所管課の当該負担金に関する事務については、適正に執行されていると認めた。

5 京都授産振興センター

(1) 団体の概要

京都授産振興センターは、平成7年4月に設立され、京都府における授産事業の組織化を通じ、その振興を図ることにより、施設運営の安定化と障害者の福祉の向上に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 授産製品に係る販売ルートの拡充及び販売のあっせん

イ 授産事業の振興に係る広報及び宣伝

ウ 授産製品の常設展示及び店舗の経営

エ 授産製品の開発及び改良

オ 授産事業振興に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供

カ 喫茶事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 施設運営の安定化と障害者の福祉の向上を図るための京都授産振興センターに対する運営補助金

イ 金額 2,030万円

ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害企画課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めた。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

補助金の交付決定については、

(ア) 所管課が算出根拠としている人件費が団体の実態に見合ったものとなっていなかった。

(イ) 所管課が算出している事業費の内訳が明確になっていなかった。

(ウ) 補助対象事業の範囲が明確になっていなかった。

補助金額の算定方法を改めるとともに、補助対象事業の範囲を明確にしたうえで交付決定されたい。

6 社団法人京都手をつなぐ育成会

(1) 団体の概要

社団法人京都手をつなぐ育成会は、昭和41年7月に設立され、知的障害者の育成に協力しその福祉の向上を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 知的障害者のための相談に応じる事業

イ 知的障害者の自立支援に関する事業

ウ 共同作業所の運営に関する事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 知的障害者の就労及び自立に向けた訓練を行うための自立訓練センターに対する運営補助金

イ 金額 3,468万3,635円

ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、補助対象事業の収支決算書において、平成16年3月31日付けで追加決定を受けた補助金を未収金に計上していなかったこと及び勘定科目が異なる支出を同一の勘定科目に含めていたことにより、決算額を誤っていた。

正確な決算事務を行い、適正な事務処理をされたい。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

補助金の交付決定及び履行確認については、

- (ア) 所管課が算出根拠としている人件費が団体の実態と見合ったものになっていなかった。
- (イ) 所管課が算出している事業費の内訳が明確になっていなかった。
- (ウ) 補助対象事業の範囲が明確になっていなかった。
- (エ) 補助金を追加交付しているにもかかわらず、その分を含まない収支決算書を受理していた。
補助金額の算定方法を改めるとともに、補助対象事業の範囲を明確にしたうえで、適切な指導監督を行われたい。

7 社会福祉法人京都ハチの会

(1) 団体の概要

社会福祉法人京都ハチの会は、平成14年4月に設立され、精神障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っている。

第二種社会福祉事業

- ア 精神障害者福祉ホーム 聖荘の設置経営
- イ 精神障害者小規模通所授産施設 京都ハチの会通所授産所の設置経営

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 精神障害者の自立更生と社会復帰の促進を図るために通所訓練事業を行う精神障害者小規模通所授産施設に対する運営補助金
- イ 金額 1,791万円
- ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

(3) 監査の結果

- ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めた。
- イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、適正に執行されていると認めた。

8 社団法人京都府歯科医師会

(1) 団体の概要

社団法人京都府歯科医師会は、昭和23年1月に設立され、歯科医学の進歩及び公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 歯科医学、医術の進歩発達に関すること
- イ 歯科医師の研修に関すること
- ウ 公衆衛生の普及、予防医学に関すること

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 本市の保健衛生の向上及び市民の健康増進に寄与すると認められる社団法人京都府歯科医師会の事業に対する補助金
- イ 金額 7,379万9,000円
- ウ 本市所管課 保健福祉局保健福祉部障害企画課，生活福祉部地域福祉課，同部保険年金課，子育て支援部保育課，保健衛生推進室健康増進課及び同室地域医療課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、社団法人京都府歯科医師会は、歯科サービスセンター事業補助金をはじめ13の事業等に対する補助金を受けており、補助対象事業等の収支決算書及び実績報告書において、各補助金に対する補助対象事業等を区分しているが、他の補助金の対象経費であるものが収支決算書に計上されていたものや補助金の対象でない経費が実績報告書に含まれていたものがあった。

補助金の対象経費を明確に区分し、適正な事務処理をされたい。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

- (ア) 補助金の交付に当たっては、団体から提出された申請書及び事業等に関する収支予算書に基づき決定を行っているが、
 - a 補助対象事業の交付基準が明確になっていなかった。
 - b 補助対象事業の履行確認が不十分であった。

交付目的及び補助対象事業の範囲を明確にして交付決定するなど、適正な事

務処理をされたい。

- (イ) 学童う歯対策事業に関する補助金は、当該事業実施に伴い社団法人京都府歯科医師会が実施する指導、研修等に必要な経費を補助するものであるが、事業実施後数十年が経過しており、補助事業の効果確認が必要である。

補助金の見直しについて検討されたい。

9 社団法人京都府医師会

(1) 団体の概要

社団法人京都府医師会は、昭和22年11月に設立され、医学及び医療の進歩並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 医学教育の向上に関する事業
- イ 公衆衛生の指導及び啓発
- ウ 地域医療の推進及び発展に関する事業
- エ 地域保健の向上に関する事業
- オ 保険医療の充実に関する事業
- カ 看護師及び准看護師の養成

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 本市の保健衛生の向上及び市民の健康増進に寄与すると認められる社団法人京都府医師会の事業に対する補助金
- イ 金額 4,241万5,000円
- ウ 本市所管課 保健福祉局生活福祉部地域福祉課、同部保険年金課、長寿社会部介護保険課、保健衛生推進室健康増進課及び同室地域医療課

(3) 監査の結果

- ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めた。
- イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、2種類の異なる補助金に関する収支決算書に同一の経費が補助対象事業に要したものとして重複して計上されていた。

補助金の交付決定の際に補助対象事業の範囲を明確に通知しておくなど、適正な事務処理をされたい。

10 財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会

(1) 団体の概要

財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会は、昭和50年3月に設立され、京都府内の民間社会福祉施設の職員及び社会福祉施設職員等手当共済法に規定する特定社会福祉事業に従事する職員の福祉を増進し、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

- ア 退職給付金の給付
- イ 厚生給付金の給付
- ウ 厚生事業利用補助
- エ 資金貸付

(2) 監査の対象とした補助金

- ア 内容 社会福祉事業に従事する民間社会福祉施設職員の福祉の増進に対する補助金
- イ 金額 2億8,500万円
- ウ 本市所管課 保健福祉局子育て支援部保育課

(3) 監査の結果

- ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めた。
- イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、適正に執行されていると認めた。

11 社会福祉法人曙福社会

(1) 団体の概要

社会福祉法人曙福社会は、昭和41年5月に設立され、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう、支援することを目的として、次の

事業を行っている。

ア 第一種社会福祉事業

軽費老人ホーム あけぼのケアハウスの設置経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 保育所 あけぼの保育園の設置経営

(イ) 保育所 第二あけぼの保育園の設置経営

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 国の軽費老人ホーム設置運営要綱に基づき、利用者から徴収する事務費の一部を減額した場合における減額した経費に対する補助金

イ 金額 3,948万6,600円

ウ 本市所管課 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認めた。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、適正に執行されていると認めた。

12 社団法人京都市私立幼稚園協会

(1) 団体の概要

社団法人京都市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）は、平成12年3月に設立され、京都市内における私立幼稚園が連携し、教職員の研修等を行うことにより、教職員の資質の向上と幼児教育の充実を図り、もって幼児教育の振興に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

ア 私立幼稚園の設置者、園長及び教職員の研修並びに交流の推進

イ 幼児教育に関する調査研究

ウ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 監査の対象とした補助金

ア 内容 京都市内の幼稚園教育の充実及び振興を図ることを目的として実施する研修、調査研究等の事業に対する補助金

イ 金額 1億1,331万6,000円

ウ 本市所管課 教育委員会事務局総務部企画課

(3) 監査の結果

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、補助金のうち、それぞれの個別の事業収支予算書及び収支計算書に計上されていた地域子育て相談事業補助金、障害児教育振興事業補助金及び読書活動推進事業補助金については、協会が収入し、支出しているものであることから、協会の収支予算書及び収支計算書において、統合した形で計上すべきものである。

すべての補助金を統合した形で収支予算書及び収支計算書に計上されたい。

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、5月1日を基準日として各幼稚園に在籍する障害のある幼児数を基礎として算定し、協会を通じて障害のある幼児が通園する幼稚園に交付されている障害児教育振興事業補助金については、協会から平成15年12月に補助金交付申請書が提出され、これを受けて同月に前金払の支出方法で補助金交付決定が行われているため、事業の実施に比べ補助金の交付時期が著しく遅かった。

この補助金の目的が幼稚園における障害児教育の充実及び振興を図るものであることから、交付申請の早期化の指導を行い、支出時期を早められたい。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)